

医療制度改正について

4月1日から左記のとおり変更となります

**義務教育就学前の子ども
の自己負担割合が2
割になります**

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学前（小学校入学前）まで」に拡大されます。

**前期高齢者
(70歳から74歳)の方へ**

4月から、70歳から74歳の方のうち現役並みの所得がある方以外は、自己負担割合が2割に引き上げられることとなりましたが、この見直しが凍結され4月～平成21年3月までの1年間は、自己負担が1割に据え置かれます。また、70歳から74歳の方（一般）の医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、4月～平成21年3月まで据え置かれます。

このため、既に発行してある負担割合「2割（平成20年3月31日までは1割）」の高齢受給者証をお持ちになっている方の高齢受給者証を新たに発行し、3月の下旬に郵送にてお届けします。
※後期高齢者医療制度の対象と

なる一定の障害があると認定された方は除きます。

**後期高齢者
(75歳以上)の方へ**

4月から、75歳以上の方は、国民健康保険を脱退して「後期高齢者医療制度」に加入となり、新しい保険証が交付されます。お手元に新しい保険証が届きましたら、これまでお使いの旧国民健康保険証は、破棄してください。

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります。

現在退職者国保に加入の方で、4月1日現在65歳以上75歳未満の方は、保険証の種類が退職者国保より一般の国保へ変更となるため、国民健康保険証および国民健康保険高齢受給者証の有効期限が平成20年3月31日までとなっています。4月以降ご使用いただく保険証および高齢受給者証は3月の下旬に郵送します。

4月以降医療機関に受診される際には、必ず窓口へ保険証の提示をお願いします。

平成20年度から 国民健康保険税の課税・納付方法が変わります

国民健康保険税課税額について、以下のとおり改正になります

賦課区分として、今までの医療給付分・介護納付分に新たに後期高齢者支援金分が加わります。

現 行【2本立て】	改正後【3本立て】
● 医療給付分（限度額56万円）	● 医療給付分（限度額47万円）
● 介護納付金分（限度額9万円）	● 後期高齢者支援金分（限度額12万円）※
	● 介護納付分（限度額9万円）
賦課限度額 65万円	賦課限度額 68万円

※「後期高齢者支援金分」は、平成20年度から始まる「後期高齢者医療制度」の財源に充てるための支援分として74歳以下の被保険者の皆さん全員に、負担いただくものです。

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

4月から、国保加入者の一部の皆さんの国民健康保険税について特別徴収（年金からの天引き）が始まります。

【特別徴収の対象者】

平成20年4月1日現在、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（国保に加入していない世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金を受給している方（ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は、特別徴収の対象になりません。）

- 特別徴収の対象とする年金は、老齢・退職年金、障害年金および遺族年金です。
- 特別徴収の開始時期は、4月支払分の年金からです。
- 保険税額は、4月から9月までの支払いの年金からは仮徴収となり、前年度の保険税を基に計算した金額をいただき、10月から平成21年3月までの支払いの年金からは本徴収として、確定した国民健康保険税から仮徴収税額を除いた税額を納めていただきます。

お問い合わせ

健康づくり推進課国保係

062-2111(内線248)

国保の手続きお忘れなく

春は、新しい人生のスタートとなる季節です。退職・就職・進学などする皆さんは、国民健康保険（国保）の手続きを忘れずにしてください。「国民皆保険」という制度により、退職などの理由で、ほかの健康保険の資格がなくなった方は、必ず国保に加入していただくことになります。忘れずに手続きをしてください。

こんなときは届け出を

退職したら…

● 会社を退職し、職場の健康保険などを脱退した場合は、保険はどうなるのでしょうか？

● 健康保険などを脱退した日（ほとんどは退職日の翌日）から国保に加入することになります。

国保の加入手続きを

《必要なもの》

● 健康保険離脱証明書または離職票

● 年金証書（年金を受給している方のみ）

● 年金手帳（60歳未満の方）

● 印鑑

※届出が遅れると、医療費が全額負担になったり、保険料をさかのぼって納めなければならなくなります。

★加入手続きの必要がない方

● 退職後すぐに再就職し勤務先の健康保険などに加入した方

● 退職した会社の健康保険を任意継続した方（被保険者期間が退職した日まで継続して2か月（共済組合は1年超）あれば任意継続を選択することもできます。職場の担当者にご相談ください。）

● 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方

就職したら…

● 国保に加入している人が就職して、職場の健康保険などに加入した場合、国保の脱退の手続きは、自動的にされるのでしょうか？

● 脱退の手続きは自動的には行われません。

国保の脱退手続きを

《必要なもの》

● 職場の健康保険証（コピー可）

● 国保の保険証

● 高齢者受給者証（該当者のみ）

● 学生用の保険証（交付されていた方のみ）

※国保の保険証は、職場の健康保険に加入した日から使えませんが、新しい保険証が交付されるまでの診療については、勤務先にご相談ください。

進学したら…

● 国保に加入している人が、親元を離れて大学や専門学校

退職国保について

勤めていた会社などを退職し、現在国保に加入して年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の方およびその被扶養者の方は「退職者医療制度」で医療を受けます。自己負担割合は一般の国保と同様です。

対象者

退職被保険者（本人）

● 国保に加入している方

● 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある65歳未満の方

被扶養者

● 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族、または配偶者の父母と子

● 国保の加入者で65歳未満の方

● 年間の収入が130万円（60歳以上の方や障害者は180万円）未満の方

対象となったら必ず届け出を

退職者医療制度では、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象者が届け出をしないと、本来拠出金で負担する医療費まで国保が負担することとなります。対象となつた方は必ず届け出をしましょう。

などに進学する場合、保険証はどうなりますか？

● 申請により、学生用の保険証を作成することができます。

学生用保険証の申請を

《必要なもの》

● 在学証明書または学生証（学生証はコピー可）

● 国保の保険証

● 印鑑

● 事実発生日から14日以内に健康づくり推進課国保係または各支所住民課へ（出張所は除く）

※上記の場合のほか、転入、転出、転居、出生、死亡などに伴い、国保の保険証の訂正などが必要になります。また、保険証が変わつたら、かかっている医療機関にも届け出てください。

受診の際は、月に一度必ず健康保険証を提示し確認を受けてください。

退職被保険者となる日

退職した方は、年金の受給権が発生した日が退職被保険者になる日です。年金をもらう手続きをすると年金証書が送られてきますので、14日以内に届け出をしてください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。病院の窓口で提示してください。

《手続きに必要なもの》

● 保険証

● 年金証書

● 印鑑